

令和2年度 いじめ認知件数などについて

■ いじめの認知件数：2件

いじめ防止対策推進法はいじめの定義に基づき、令和2年度にいじめを認知した件数は2件です。今年度も、いじめの早期発見と早期対応に取り組めます。

■ いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

■ いじめの捉え方(過去と現在)

- 以前は、「自分より弱い者に対して」や、「一方的に」、「継続的に」、「深刻な」などが含まれていましたが、現在は削除されています。
- 現在重視しているのは、「本人の被害感」です。「冷やかし」や「いじり」のつもりであっても相手が嫌な気持ちになれば、その行為は「いじめ」です。
- 例え、相手を傷つける意図がなくても、相手が辛い気持ちになった場合、学校は「いじめの可能性はある」として対応します。

■ いじめの対応

- ① いじめについての訴えや疑いを把握
- ② 担任や学年主任などに報告
- ③ 管理職や教育支援部(いじめ対策推進教員に報告)
- ④ いじめ対策委員会でいじめの認知を判断
- ⑤ 当該生徒への対応の検討と保護者への連絡
- ⑥ 生徒及び保護者の対応
- ⑦ 経過観察
- ⑧ いじめ対策委員会でいじめ解消の判断